

地域療育拠点運営事業（家族支援プログラム）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 地域療育拠点運営事業（家族支援プログラム）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「交付規則」という。）および健康福祉部障がい福祉課所管補助金等交付要綱によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 発達に特性のある子どもと家族に対し、地域の医療機関にて子どもの発達の特性に関する基本的な知識や子どもとの関わり方、学校や障がい福祉サービス等との付き合い方等をテーマとした保護者向けの講座（以下、「家族支援プログラム」という）を実施することにより、子どもの発達相談と家族支援の機能強化を図り、併せて地域の医療機関・保健・福祉等との連携体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第3条 実施主体は県内の医療機関とする。なお、県内の地域の実情を踏まえ、次表の地域を主な対象市町とし、地域における療育拠点として家族支援プログラムの運営を行うこととする。

地域	主な対象市町
福井圏域	福井市・永平寺町
坂井圏域	坂井市・あわら市
奥越圏域	大野市・勝山市
丹南圏域	越前市・鯖江市・池田町・南越前町・越前町
嶺南圏域	二州地域 敦賀市・美浜町
	若狭地域 小浜市・若狭町・高浜町・おおい町

2 事業を実施する医療機関（以下「事業実施医療機関」という。）は、地域の家族支援プログラムを実施する拠点として、地域の保健・福祉等の関係機関と相互に連携して事業を行うものとする。

（対象者）

第4条 事業の対象となる者は、医療機関を受診している子どもの保護者および地域の気がかりな（確定診断前の）子どもの保護者とする。また、関係機関の質の向上や連携の観点から地域の関係機関職員等も対象とする。

（実施期間）

第5条 事業の実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（講座の開催）

第6条 事業実施医療機関における本事業の講座の開催については、年5回までとする。

2 受講定員は、事業実施医療機関が定めることができる。

(家族支援プログラムの内容)

第7条 事業実施医療機関では第4条に定める保護者および関係機関職員に対し、次のプログラムのいずれかを実施すること。ただし、事業実施医療機関の実情に合わせて県と協議の上変更することができる。

- (1) 発達特性や診断に関する基礎的知識に関すること。
- (2) 日常生活動作や遊びに関すること。
- (3) 対人面や学習面に関すること。
- (4) 障がい福祉サービスや学校等に関すること。
- (5) 保護者が語りあえる交流の場を設定すること。

(実施方法)

第8条 家族支援プログラムの開催場所の設定や準備は、事業実施医療機関が行うこととする。原則集合形式での開催だが、本事業の実施に支障がない場合、オンラインによる開催もできるものとする。

(利用者の申込)

第9条 家族支援プログラム開催に関する各種案内や申込書の作成は、事業実施医療機関が行うこととする。事業実施医療機関の長は、第4条に定める保護者および関係機関の職員からの申し込みを受け付け、家族支援プログラムを実施すること。

(補助金額)

第10条 補助金の額の算定については、第6条に定める家族支援プログラムの開設日における事業実施に要する経費から寄付金その他の収入額を控除した額として、実績に応じて額を算定する。補助限度額は、1回につき200,000円とし、年5回分を限度とする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、交付規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を適当と認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付規則第7条の規定に基づき対象事業所に通知する。

2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき、修正を加え、または条件を付することができる。決定すべきものと認められたときは、補助金の交付決定を行う。

(変更の承認等)

第13条 補助金の交付の決定を受けた対象事業所は、補助事業の内容を変更する必要があるときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第2号)1通を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(実績報告)

第 14 条 事業実施医療機関は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定にかかる県の会計年度が終了したときは、その日から 1 か月を経過する日、または翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 3 号）1 通を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 15 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、対象事業所に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業実施医療機関は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第 15 条の規定に基づき、補助金交付請求書（様式第 4 号）1 通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、概算払により交付するものとする。

3 前項の規定により、概算払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 4 号）1 通に実施状況報告書（様式第 5 号）1 通を添えて知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第 17 条 事業実施医療機関は、事業に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、事業実施医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

二 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 対象事業所は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(こども療育センターの業務)

第 19 条 事業の実施にあたり、こども療育センターは事業実施医療機関に対し、必要に応じて家族支援プログラムの運営方法や内容等についての助言を行い、地域の家族支援プログラムの整備・充実に向けた支援を行う。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。